

外交と戦争のための ODA

——開発協力大綱の問題点——

大西ゆきと

2017年6月

目次

はじめに

1. ODA大綱策定の背景
 2. 開発協力大綱は何を定めたのか
 - 2-1. 「要請主義」から「提案型」へ
 - 2-2. 「国益」の明記とその定義
 - 2-3. 軍支援の解禁
 - 2-4. 「安全保障」への傾斜
 3. 「安全保障」から見た ODA との連携
 4. ODA から見た「安全保障」との連携
- おわりに

編集・発行 民主主義的社會主義運動理論政策委員会

はじめに

本稿が分析の対象とする ODA（政府開発援助：Official Development Assistance）とは、開発途上国の経済開発や福祉の向上を名目にして、先進国の政府等が実施する資金や技術の協力を意味している。そして、日本政府による ODA 政策の目的・基本方針・重点課題などをまとめたものが、ODA 大綱である。ODA 大綱は 1992 年に閣議決定され、2003 年にすでに 1 度改定されている。

その ODA 大綱は 2015 年 2 月に大幅に改められ、開発協力大綱へ鞍替えされた。新しい開発協力大綱の特徴は、「要請主義」から「提案型」への変更、「国益」の明記、軍事解禁、「安全保障」への傾斜にある。本稿ではそれぞれの問題点を指摘しながら、日本の ODA が総じて外交と戦争のための道具に純化していることを、政府文書等の検討を通じて明らかにする。

これまでも日本の ODA が「援助」になっていないとの批判が続いてきた。フィリピンのマルコス疑惑¹で露呈したように独裁国家の権力者の蓄財に ODA が使われてきたこと、ODA が被援助国の貧富の差を拡大させる可能性が高いことなど、腐敗と矛盾に満ちているからだ。

「援助」はどのように美名を掲げてもソフトな介入である。開発途上国（「南」）の人びとは、先進国による ODA の枠内で活動する「北」の NGO に対し、「南の現場で活動を続けることは、地域の自立を育成・強化するという自ら表明してきた目標と矛盾する時代錯誤的な行為である」と指摘している²。

日本の外務省は ODA の今日的意義について、「我が国外交を推進し、国際貢献を果たすうえで最も重要な外交手段の 1 つ」であり、「開発途上国の安定と発展や地球規模の課題の解決に貢献することは、我が国自身の国益にかなうもの」ととらえ、「日本の存在感を示すとともに、日本の知恵とシステムが普及・浸透（ソフトパワーの拡大）」することをうながし、「新成長戦略の推進にも貢献」するとの説明をしている³。ここではもはや「援助」という用語さえ使われておらず、日本の「国益」の追求が前面に押し出されている。

1. ODA 大綱策定の背景

まず、過去に 2 つの ODA 大綱が策定された背景を見ておくことにしよう。

1980 年代後半から 90 年代前半にかけて、援助機関の一元化と ODA 基本法策定の動きが強まる。政府は、ODA における自らの自由裁量の余地を狭めることになるかもしれないこうした動きを警戒した。これへの対応として産み出された 1992 年の ODA 大綱は、「政府が基本法を抑えるため、野党法案の趣意を先取りした大綱を作ったと勘ぐりたくなる」といわれるような内容になった⁴。

加えて 1991 年に湾岸戦争が勃発し、1992 年には国連地球環境サミットが開催される。こうした国際環境にも影響を受け、92 年の ODA 大綱は、「安全保障」と「環境保護」という相矛盾する内容をふくむこととなった。とはいえ、そうした矛盾をふくみつつも、当時の外務省幹部が「(ODA は) より政治的になり、

¹ 1986 年 2 月にフィリピンのマルコス政権が崩壊した。マルコス文書によって ODA がマルコス個人の蓄財に使われていたことが明らかにされた。

² デビッド・コーテン『NGO とボランティアの 21 世紀』学陽書房、1995 年、114 ページ。

³ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/oda/oda.html>

⁴ 杉下恒夫『ODA』大綱の見直しに注文する』JICA ホームページ、2014 年。

ある意味で外交そのものとなった」と語ったように⁵、戦争と外交のための ODA という本質を追認するものが 1992 年の ODA 大綱であった。

2003 年の ODA 大綱をめぐって、本質をさらに露呈させようとする動きが強まる。1990 年代後半から「ODA 改革」の議論が高まった。これは、1997 年から ODA 予算が減額されていったこと、ODA をめぐる癒着構造の一部が暴露されたことなどを契機としている。

「ODA 改革」の提言として発表された外務省の『第 2 次 ODA 改革懇談会』最終報告（2002 年 3 月 29 日）は、「ODA を外交手段として有効に活用すること」を強調している。さらに、外交の基本戦略を取りまとめるため 2001 年に首相官邸に設けられた「対外関係タスクフォース」は、「わが国の ODA 戦略について」（2002 年 7 月 25 日）を公表した。そこでは、「国益をふまえた ODA の基本政策を策定し、同時に ODA プロセスの大胆な改革により高度な透明性と有効性を確保することが不可欠」との認識を示している。ODA は「国益」のためのものといい、さらには「ODA は単なる『人助け』ではない」といい切っている。「ODA 改革」とは外交と「国益」重視のために唱えられたものだったのである。

この動きに大きな影響をおよぼしたのが、アメリカにおける 2001 年の 9・11 テロ事件である。日本もイラク派兵を行なうなど戦争に加担していった。50 億ドルの対イラク ODA は自衛隊派兵と「車の両輪」であるといわれ、戦争と外交のための ODA となった。

1992 年と 2003 年の 2 つの ODA 大綱は、湾岸戦争と対テロ戦争という国際紛争の影響を受けながら ODA に内在する建前と本質との矛盾、「援助」と「国益」との矛盾にどのようにして折り合いをつけるかという問題への対応を模索したものであった。

2. 開発協力大綱は何を定めたのか

では、「援助」と「国益」との関係について 2015 年の開発協力大綱はどのように整理をしたのだろうか。以下では、大綱における主な問題点を 4 つ指摘する。すなわち、「要請主義」から「提案型」への変更、「国益」の明記、軍支援の「解禁」、「安全保障」への傾斜である。これらは従来の ODA 大綱との決定的な違いを見せている。

2-1. 「要請主義」から「提案型」へ

「要請主義」から「提案型」への変更とは何か。

大綱は開発協力の目的について、「開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していく」と主張し、「外交を機動的に展開していくうえで、開発協力は最も重要な手段の 1 つであり、『未来への投資』であると位置づけている。さらに基本方針では、「我が国から積極的に提案を行なうことをふくめ、当該国の政府や地域機関をふくむさまざまな主体との対話・協働を重視」と語っている。

そして実施上の原則においては、「開発途上国自身の開発政策や開発計画および支援対象となる国や課題の我が国にとっての戦略的重要性を十分ふまえ、必要な重点化を図りつつ、我が国の外交政策にもとづいた戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行なう」としている。

⁵ 『朝日新聞』1991 年 10 月 6 日付。

「主導」「未来への投資」「積極的な提案」「戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定」という表現は、まさに「提案型」を象徴するものとなっている。これまでのODAにおいて建前として掲げられてきた「要請主義」とは、ODAを受け取る側の政府から援助の要請があることを条件にしてODAを供与するという原則である。実際には、途上国の政府が日本政府に対して要請してくる開発プロジェクト等の案件はしばしば日本のコンサルタント会社が立案したものであったから、「要請主義」は空洞化されていた。しかし、それは建前としては掲げられていたのである。それに対して「提案型」というのは、日本政府の側から被援助国の政府に対してODAの案件を「提案」という方式のことであり、援助を提議する主体が180度の転換をとげることを意味する。このことはODA大綱の見直しという範囲を超えており、だからこそ開発協力大綱へと名称までも変える必要があったのだ。「名称を変更したのは、これまでの手法にとられず、『日本の判断でより主体的に援助する』（外務省国際協力局）ためだ」と報じられたように⁶、「提案型」への変更はこれまでのODAを別の方向に向けていこうとする宣言でもある。

この変更を望んでいたのが、ODAを自らの使い勝手のいいように利用したい財界である。経団連は、「要請主義の考え方を実態に即して修正したこと〔中略〕は評価される」とする歓迎のコメントを出した⁷。同じく経済同友会も、「我が国の外交政策に基づく『提案型』の姿勢を取ることも明確にしている」と賛同している⁸。

2-2. 「国益」の明記とその定義

「国益」はどのように定義されているのか。

安倍政権による「国家安全保障戦略」（2013年12月17日閣議決定）は、日本の外交・軍事の基本目的を、「主権・独立を維持し、領域を保全し、我が国国民の生命・身体・財産の安全を確保することであり、豊かな文化と伝統を継承しつつ、自由と民主主義を基調とする我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすること」、「経済発展を通じて我が国と我が国国民のさらなる繁栄を実現し、我が国の平和と安全をより強固なものとする」、「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールにもとづく国際秩序を維持・擁護すること」という3点にまとめている。

経済同友会は、『「実行可能」な安全保障の再構築』（2013年4月5日）のなかで「国益」を次のように定義している——「①狭義の『国益』（領土、国民の安全・財産、経済基盤、独立国としての尊厳） ②広義の『国益』（在外における資産、人の安全） ③日本の繁栄と安定の基盤をなす地域と国際社会の秩序（民主主義、人権の尊重、法治、自由主義、ルールに則った自由貿易）」。

上記の2つの文書による「国益」の定義を比較すると、同じ項目を同じ順番で説明しており、共鳴する内容となっている。経済同友会の定義③では、「日本の繁栄と安定の基盤をなす地域の秩序」と書かれ、それを侵すものは「国益」を損じるものであり、場合によっては懲らしめる対象になるとされている。したがって「国家安全保障戦略」における「国益」の定義の3点目は、アメリカによるイラク戦争遂行の大義名分とも共通する非常に危ういものといえよう。

では、開発協力大綱は「国益」にどのように言及しているのだろうか。大綱は前文において、「平和で安

⁶ 『毎日新聞』2015年2月11日付。

⁷ 経団連「開発協力大綱案に対する経団連のコメント」2014年11月27日。

⁸ 経済同友会「『開発協力大綱案』についての意見（パブリック・コメント）」2014年11月25日。

定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益とますます分かちがたく結びつく」とする。国際社会との関係から「国益」を語り、「積極的平和主義の立場から〔中略〕課題の解決に取り組んでいくことは我が国の国益の確保にとって不可欠」だという。こうした文脈を見ると、「国家安全保障戦略」および経済同友会の「国益」定義の3番目の内容を示していることになる。

大綱は開発協力の目的についても、「我が国の平和と安全の維持、さらなる繁栄の実現、安定性および透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値にもとづく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保」を挙げている。前述の2つの「国益」の定義にあてはめると、2番目および3番目と同じ内容を語ったものとなる。

このように見てくると、「国益」を脅かすものには軍力をもって対応しようとする衝動力を開発協力大綱は内包せざるをえなくなる。ここから軍支援の解禁が生まれてくるのである。

2-3. 軍支援の解禁

大綱はたしかに基本方針において、「開発協力の軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守」するとしている。だが、実施上の原則では、「非軍事目的の開発協力に相手国の軍または軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討」という抜け穴が用意されている。

2015年2月10日、非軍事の透明性とその具体的な担保について岸田外相は、「軍が関与するけれども、あくまでも非軍事的な取り組みであるという事例は最近どんどんと増え〔中略〕大綱において明確に考え方あるいは基準みたいなものを明らかにする」ことが透明性の1つだといい、「国民の皆さんからしっかり理解されるように運用していく」ことを担保にするとした⁹。この説明では ODA への軍の関与が政府の運用に委ねられることになってしまう。

軍支援禁止を決めていた ODA 大綱のもとでも、外国の軍隊への実質的な支援が行なわれていた。1999年の JICA（国際協力開発機構）¹⁰のセミナーには、インドネシアの参謀長が招かれた。2006年には ODA によってインドネシアに巡視船3隻が供与されている。2013年になると、ジブチやナイジェリアに軍事関連機材などを供与したほか、フィリピンに巡視船10隻を供与し、セネガルの陸軍病院を改修している。そして2014年、ベトナムに巡視船転用を前提とした中古船6隻を供与するとともに、ミャンマーの軍人を日本に留学させている。

これらは例外とされてきたが、例外も積み重ねられると実績となって例外でなくなる。軍支援の明確化は透明性の前進ではなく、その実績を追認しているにすぎない。追及されるべきは、禁止原則が遵守されなかったことにある。加えて、運用基準に「国民の理解」を求めるだけでは、基準がないに等しい。

2-4. 「安全保障」への傾斜

軍支援の解禁にあわせ、開発協力大綱は「安全保障」分野への傾斜を顕著に示している。重点課題としては、「紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援ま

⁹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4_000183.html#topic1

¹⁰ JICA は、日本政府の ODA を一元的に実施する機関として、従来の「国際協力事業団」を引き継いで 2003 年に設けられた外務省管轄の独立行政法人である。

での切れ目のない平和構築支援を行なう」ことが挙げられている。

さらに、「統治機能の回復、地雷・不発弾除去や小型武器回収、治安の回復等、必要な支援を行なう」ことや、「海上保安能力をふくむ法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策をふくむ治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財にかかわる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行なう」とまで述べている。「安全保障」分野を網羅するとらえ方なのである。

これだけではない。実施上の原則では、「テロや大量破壊兵器の拡散を防止する等、国際社会の平和と安定を維持・強化する」とともに、「平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支援に際しては、十分な安全対策や体制整備を行なう」と主張し、実施体制で「国際平和協力においてもその効果を最大化するため、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む」と踏み込んでいる。

こうした「安全保障」分野への傾斜からは、軍支援の解禁のその先が見えてくる。「切れ目のない」関わり方をすれば軍事と非軍事の境界を曖昧にせざるをえず、軍支援の原則禁止は空文化するだろう。軍支援の解禁と「安全保障」への傾斜は一体のものとしてとらえるべきである。

3. 「安全保障」から見たODAとの連携

「安全保障」分野において ODA との連携が取り上げられるようになったのは、20 年ほど前からである。1994 年に首相の私的諮問機関として設置された「防衛問題懇談会」は、防衛大綱への提言として「日本の安全保障と防衛力のあり方～21 世紀へ向けての展望」を同年 8 月 12 日に発表した。そこでは、「平和維持活動の民生部門や、紛争収拾後の平和建設が安全保障のための国際協力の重要な分野である。〔中略〕開発援助（ODA）政策をこのため積極的に利用すべき」と書かれ、「安全保障」と ODA が関連づけられた。

これを皮切りに、「安全保障」と ODA との連携が頻繁に語られるようになっていく。2004 年 10 月、首相の私的諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」は、『「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書—未来への安全保障・防衛力のビジョン—』において、「国際平和構築や人間の安全保障実現に向けた活動は、それ自体が日本の安全保障に直結する活動」であり、「2 国間の開発援助は、多くの国々の国づくりに役立つ、経済発展に貢献し、実質的に我が国の安全保障にも寄与してきた」との認識を示した。すなわち、「安全保障」と ODA が深くつながっているととらえている。

2004 年 12 月 10 日に「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱」が閣議決定された。そこでは、「国際的な安全保障環境を改善し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、政府開発援助（ODA）の戦略的な活用をふくめ外交活動を積極的に推進する」として、「安全保障」のための ODA 活用が提起されている。

2009 年 8 月、「安全保障と防衛力に関する懇談会」は『「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書』を発表した。ここでは、「国際平和協力法を改正する際には、民軍協力、ODA との連携、外国部隊との協働などを想定して業務の範囲を拡大する」と述べられた。「安全保障」と ODA との連携はすでに当然の事柄として扱われている。

2010 年 8 月、首相の諮問機関である「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」が「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想—『平和創造国家』を目指して—」を出した。ここでも「安全

保障」への ODA 活用が語られている。すなわち、「テロや海賊が生まれる社会・経済的な原因にも着目し、その状況を軽減するためにも戦略的な ODA の活用を検討し、推進する」として、より深い連携を求めているのである。

2011 年 7 月 4 日、政府は「PKO の在り方に関する懇談会」の『PKO の在り方に関する懇談会』中間取りまとめ」を公表した。「オール・ジャパンとしてのトータルな平和協力（ODA の活用、NGO・民間セクターとの協力等）のなかでの PKO 活動の位置づけ」を掲げ、これまでと同様に ODA の活用が語られている。

2013 年 12 月 17 日には国家安全保障に関する基本方針である「国家安全保障戦略」が打ち出される。ここでは ODA 政策にも指針をあたえると記されており、具体的には「国家安全保障に関する基本方針として、海洋、宇宙、サイバー、政府開発援助（ODA）、エネルギー等国家安全保障に関連する分野の政策に指針をあたえるもの」、さらに「PKO 等にいっそう積極的に協力する。その際、ODA 事業との連携を図る」とされたのである。

「国家安全保障戦略」があたえた影響は大きい。外務省に設置された「ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会」の「ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会報告書」（2014 年 6 月）は、「国家安全保障戦略」と「日本再興戦略」の内容を反映するように作成されている。そして、開発協力大綱はこの 2014 年 6 月の報告書を基盤にしている。

「安全保障」と ODA の連携は文書の上だけにとどまってはいない。現場においては、「ODA（政府開発援助）と、陸上自衛隊による人道復興支援が『車の両輪』として連携し、『オール・ジャパン』のアプローチが試みられた」のである¹¹。連携はさらに深まり、「自衛隊の国際活動と ODA の相乗効果を高めるため、平素より政策・現場の両方において相互の意思疎通がしやすいよう環境を整備することが重要」と謳われ、「共同でまとめたマニュアル作成など」¹²をめざして 2014 年 10 月から防衛省と JICA 本部との人事交流が始まっている。

4. ODA から見た「安全保障」との連携

1999 年の「ODA 中期政策」は重点課題のなかで、「紛争の予防、解決、紛争後の平和構築と復興は開発の観点からも国際社会の大きな課題である」ととらえ、「紛争後の平和構築および復興に際し、難民や元兵士等の再定住および社会復帰のための支援を積極的に行なう」と述べている。

なお、ODA を通じた平和構築について「政府としてまとまった考え方を初めて表明したのは、2000 年の G 8 宮崎外相会合の際に発表された『紛争と開発』に関する日本からの行動：アクション・フロム・ジャパン—開発分野における紛争予防の強化のための日本の協力—」であったとされる¹³。

JICA は 1999 年 10 月に平和構築研究会を設立し、1 年半をかけて『事業戦略調査研究 平和構築—人間

¹¹ 吉崎知典「平和構築における軍事組織の役割—日本の視点」、防衛省防衛研究所編『平和構築と軍事組織—21 世紀の紛争処理のあり方を求めて』防衛省防衛研究所、2009 年、125 ページ。

¹² 東京財団『ODA 大綱改定への安全保障の視座からの提言～「積極的平和主義」実現に向けた包括的な平和構築指針が必要だ～』東京財団、2014 年、17 ページ。

¹³ 戸田隆夫「平和構築支援における開発援助の役割と課題」、大坪滋・木村宏恒・伊東早苗編『国際開発学入門』勁草書房、2009 年、489 ページ。

の安全保障の確保に向けて一報告書』(2001年4月)に研究結果を取りまとめた。2003年のODA大綱にも重点課題として「平和構築」が明記されている。それは、「予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために2国間および多国間援助を継ぎ目なく機動的に行なう」としたうえで、具体的には「和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰(DDR)や地雷除去をふくむ武器の回収および廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上もふくめた復興支援を行なう」としたのである。

開発協力大綱は「安全保障分野」との連携を強調している。その主要概念の1つとされているのが「平和構築」である。この概念は冷戦終結後に使われるようになったものであるが、その定義は国際的に統一されていない。JICAが定義するものは、「紛争の発生と再発を予防し、戦争時とその直後に人びとが直面するさまざまな困難を緩和し、そしてその後の長期にわたる安定的な発展を達成することを目的とした協力」である¹⁴。

この定義では、平和構築がかかえる問題点が見えてこない。「JICAだけでは平和構築に取り組むことは不可能であることや、とくに緊急援助については、PKOとの関係を整理することが不可欠」であるとJICA自身が述べている¹⁵ことから、「安全保障」分野との連携が想定されていることは明らかだ。現実には「軍事的手段のみによる紛争解決は不可能であるが、軍事組織の役割を考慮しない平和構築には限界がある」とされており¹⁶、平和構築には「安全保障」とのかかわりが求められているのである。

「国家安全保障戦略」と「日本再興戦略」という戦略文書は、前者の「国家安全保障戦略」が「安全保障」分野において、後者の「日本再興戦略」がインフラ輸出と資源確保において、ともにODAの活用を打ち出している。ODAから「援助」という内容を実質的に取り外してしまい、本来の性格を前面に打ち出す必要があった。だからこそ「ODA」大綱の見直しという方式ではなく、新たな「開発協力大綱」の策定というやり方がとられたのである。

おわりに

過去の2つのODA大綱は、時々の国際紛争の影響を受けつつ、「援助」という建前と本質との折り合いをつけてきたといえよう。開発協力大綱はその折り合いを不要とし、建前を放棄して本質を露呈させたものである。すなわち、ODAが外交と戦争の道具であることを明らかにしたのである。

ODA大綱策定の背景をもう1度確認しよう。1992年のODA大綱策定の背景事情として、次の点が指摘されてきた——「ODAが日本の外交手段として明確に位置づけられたのは、1990年のイラクのクウェート侵攻にともなう湾岸危機から翌年の湾岸戦争にかけてのことだった。『中東貢献策』『国際貢献』と名づけ

¹⁴ <http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0501.nsf/VIEWALL/8439F13D06DB7196492579D400280B6A?OpenDocument>

¹⁵ 国際協力事業団・国際協力総合研修所『事業戦略調査研究 平和構築 一人間の安全保障の確保に向けて一報告書』国際協力事業団・国際協力総合研修所、2001年、はじめに。

¹⁶ 吉崎知典、前掲論文、132ページ。

られた日本の戦争加担策の柱として、自衛隊の海外派兵と並んで ODA が位置づけられていった」¹⁷。

2003 年の ODA 大綱の策定は、9・11 テロ事件の影響を大きく受けている。この大綱では実質的な「国益」重視の展開がなされ、テロや紛争の文字が何度も登場するように「安全保障」への傾斜が見られる。ここでは、1992 年の ODA 大綱が保っていた 4 原則（環境と開発の両立、軍事的用途・国際紛争助長への使用の回避、軍事支出・大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造・武器の輸出入の動向への十分な注意、民主化促進・市場経済導入・基本的人権・自由の保障への注意）を放棄して ODA を外交と戦争の手段にすることが志向されるとともに、要請主義から政策協議への変更が謳われていた。こうした内容は開発協力大綱の先取りとなっている。

開発協力大綱はこれまでの「援助」という概念を放棄してしまう。開発協力大綱とは、ODA から「援助」という美名をなくし、これまでの ODA 大綱の枠を取り払い、ODA の本質を露呈させる宣言である¹⁸。

ODA はその言葉が意味する内容を失っていると言わざるをえない。軍事化が加速化している現状において、ODA がこれと無縁のままではできないだろう。開発協力大綱は軍事化と ODA をパッケージにすることを求めている。しかし、それはグローバル資本の要求ではあっても、世界の民衆の要求とは真向から対立する。国際社会への責務を果たすためには、現行の ODA をいったんは廃止して、新しい援助の仕組みを設けるべきである。

¹⁷ 藤林泰・長瀬理英編著『ODA をどう変えればいいのか』コモンズ、2002 年、245 ページ。

¹⁸ 開発協力大綱という新しい方針のもとで日本の ODA がこれから現実にどのように運用されるのかについて、私たちは注視し、分析と批判を加えていかなければならない。